

来院された患者さま、ご家族の方へ

院外処方箋の一般名処方について

当院では、医薬品供給問題を踏まえ、患者様の継続的な治療を最優先とさせていただくため、薬剤の一般名での処方を推進しております。

一般名処方により、保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤できることで、患者様の薬物療法が継続できるように努めております。

一般名処方とは・・・

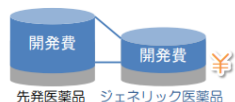
お薬の有効成分をそのまま
お薬名として処方することです。

これにより、患者様は有効成分が同一の医薬品が複数あれば先発医薬品、後発医薬品（以下、ジェネリック医薬品）を ご自身で選ぶ ことができます。

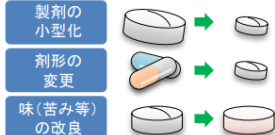
ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。

ジェネリック医薬品はなぜ低価格？

開発費が抑えられているためです



ジェネリック医薬品の工夫



処方せん									
（この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。）									
診療科	処方せん番号	医師	薬剤師	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局
処方せん発行日	平成 年 月 日	処方せんの変更日	平成 年 月 日	調剤薬局の名称					
【般】〇〇〇錠 10mg 1錠 分1 毎食後 5日分									

一般名処方であれば、処方せんには【般】+「一般的名称(成分)」+「剤形」+「含量」と記載されます。

今後も安心・安全・良質な医療をできるように、努力してまいります。

一般名処方について、ご不明な点があれば、医師や薬剤師にご相談ください。

